

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年9月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第32号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「郵便局株式会社法第2条に規定する郵便局で」を「簡易郵便局法第2条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって」に改める。

第57条第18号中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

別表第5中「第43号 行財政局税務部収納対策課長」を「第43号 行財政局税務部納税推進課長及び収納対策課長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(会計室)